

《羽生市開発許可における完了検査・中間検査の手引き》

開発行為に関する工事完了検査・中間検査において、届出書・依頼書の提出書類、検査時に用意するもの及び検査前の注意点等をまとめたものです。



完了検査

I 完了検査の実施日の調整

◎検査希望日の1週間前には、開発指導係と検査の日程を調整してください。

II 開発行為に関する工事が完成した時に提出する書類

◎提出部数2部

- ① 工事完了届出書（別記様式第四）
①に②～⑦を添付してください。
 - ② 開発行為許可通知書の写し、工事着手届出書の写し
 - ③ 案内図（都市計画図の写しでも可；方位、位置、縮尺を明記）
 - ④ 公図の写し（区域の朱書き、方位、縮尺、申請地及び隣地公共施設の地番・地目を記入、筆が多数の場合は一覧表を添付）
 - ⑤ 土地利用計画図（区域の朱書き、道路（幅員、種別等）、方位、縮尺、公共施設の位置、予定建築物の敷地形状、予定建築物の用途、給排水系統を明記）
 - ⑥ 確定測量図（実測；区域の朱書き、面積（小数点第2位）、縮尺、杭の種類を明記）
 - ⑦ 写真（完成後の全景写真）
- ①～⑦を開発建築課開発指導係に検査日の5日前には、提出してください。

III 完了検査時（当日）に用意するもの （書類関係）

◎検査時に用意するもの

- ① 開発行為許可通知書（副本）
- ② 工事施工（記録）写真（着工前、施工中、完成）
各種構造物の寸法がわかるように、スタッフ、ポール等の測定器具を当て、寸法が読みとることが出来るように撮影するとともに、撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等を記入した黒板を提示して撮影してください。
- ③ 道路の路盤等の試験結果（砂置換法による土の密度試験、平板載荷試験等）
- ④ アスファルトの抽出試験データ
- ⑤ 骨材の試験成績表
- ⑥ 使用した材料等の品質管理資料・カタログ等
- ⑦ 使用した排水施設の材料等の仕様書関係等

(検査器具)

- ① スチールテープ（50m以上）及びコンベックス（5m程度）
- ② 光波測距機（こうはそくきょき：必要に応じて）
- ③ 下げ振り
- ④ レベル、スタッフ、ポール
- ⑤ 水糸、スコップ、つるはし
- ⑥ コアカッター（アスファルト舗装工事がある場合）
- ⑦ テーブル等（図面を広げ書類審査ができる大きさ及び場所を確保）
- ⑧ U字溝の蓋等をあける器具等（フック等）
- ⑨ 鏡（枝付）、懐中電灯等

IV 完了検査受検前に行う必要事項

1. 許可書の内容どおりに現場が施工されているか確認する。（変更点がある場合は、早めに開発指導係と協議してください。変更手続が必要になる場合があります。）
2. 工事施工（記録）写真の整理
 - ・工事施工（記録）写真の撮影方法

区 域	<ul style="list-style-type: none">・工事着工前の全景・工事完了後の全景
道 路	<ul style="list-style-type: none">・路床の状況・上層路盤、下層路盤の厚さと転圧状況 (水糸を張り路床高から仕上げレベルがわかる写真、上層と下層路盤の厚さがわかる写真、上層路盤高から舗装仕上げ面レベルの寸法がわかる写真)・路盤の試験状況・路面の縦横断勾配の状況、幅員、延長の計測（検査時に確認できる）・舗装厚等の確認（コア抜き状況）
擁 壁	<ul style="list-style-type: none">・支持地盤（床堀）の状況・基礎碎石の厚さ及び転圧状況・躯体の配筋状況（リボンテープ又はスタッフを当てて撮影）・スペーサーの設置状況・止水板の設置状況・裏込碎石の状況（水抜き穴の有る部分のみではなく、全面に施工）・支持杭又は地盤改良の状況・CBブロックやフェンスの設置状況・安全対策、保護キャップ等の処理状況

雨 水	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透トレンチ管の寸法と材料 ・浸透トレンチ管の浸透層、シートの状況（3～4号砕石の厚さ、幅） ・浸透トレンチ管の敷設の状況 ・浸透柵の寸法と材料 ・浸透柵敷設状況及び浸透層、シートの状況（3～4号砕石の厚さ、幅） ・浸透井戸等の寸法と材料 ・調整池等の設置状況等 ・オーバーフロー管、オリフィス管の設置状況等
排 水	<ul style="list-style-type: none"> ・雑排水経路状況 ・浄化槽、マンホール、インバート柵、ため柵等の設置状況 ・一次放流先等の接続、補修状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土30cm毎の転圧状況（ローラー等の使用状況） ・区域内の仕上げの状況、舗装の厚さ、勾配等の状況 ・カーブミラーの設置状況（基礎等） ・ゴミ集積所の設置状況（基礎、配筋等の状況） ・公園、広場等の設置状況（出入口、植栽、ベンチ等） ・防火水槽等の設置状況 （地盤の状況、砕石の厚さ及び転圧状況、躯体の配筋状況等） ・境界杭の設置状況（コンクリート杭の根巻き等）

3. 各種試験結果の整理

4. 法第32条協議に伴う協議事項の確認及び道路法第24条に基づく検査等

5. 消防施設等の消防本部の検査

V 完了検査の主な検査内容

①確定測量図等に基づく区域の確認

②境界杭の確認

③擁壁の施工状況の確認

④造成計画の施工状況の確認

⑤開発道路の幅員及び舗装工の確認

⑥排水施設、排水経路の施工状況確認

⑦雨水流出抑制施設の施工状況確認

⑦その他工程ごとの工事施工状況（目視できない箇所は工事写真）の確認

VI 検査の立会者

・申請者又は代理人、設計者、工事施工者

・境界の杭間距離（周り間）を計測するのに当たり、2名程度補助員も立ち合わせてください。

中間検査

I 中間検査の日程の調整

◎検査希望日の1週間前には、開発指導係と検査の日程を調整してください。

II 中間検査が必要な工程

- ① 擁壁等（切土で高さ2mを超えるがけ又は盛土で高さ1mを超えるがけ）の基礎工の着手時（地盤改良若しくは杭基礎工完了時又は土工事（擁壁基礎の支持地盤）完了時）及び配筋工の完了時
- ② 開発道路の路盤工の完了時
- ③ 橋梁の基礎工（地盤改良若しくは杭基礎工完了時又は土工事（橋梁基礎の支持地盤）完了時）及び配筋工完了時
- ④ 調整池、貯留施設設置状況（面積、深さ、容量等が確認できる時）

III 中間検査の依頼時に提出する書類

◎提出部数2部

- ① 中間検査依頼書（様式第5号の2）
①に②～④を添付してください。
- ② 開発行為許可通知書の写し、工事着手届出書の写し
- ③ 案内図（都市計画図の写しでも可；方位、位置、縮尺を明記）
- ④ 土地利用計画図（区域の朱書き、道路（幅員、種別等）、方位、縮尺、公共施設の位置、予定建築物の敷地形状、予定建築物の用途、給排水系統を明記）

①～④を開発建築課開発指導係に検査日の5日前には、提出して下さい。

IV 中間検査時に用意するもの （書類関係）

◎検査時に用意するもの

- ① 開発行為許可通知書（副本）
- ② 工事施工（記録）写真（着工前、施工中、完成）
各種構造物の寸法がわかるように、スタッフ、ポール等の測定器具を当て、寸法が読みとることが出来るように撮影するとともに、撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等を記入した黒板を提示して撮影してください。
- ③ 道路の路盤等の試験結果（砂置換法による土の密度試験、平板載荷試験等）
- ④ 骨材の試験成績表
- ⑤ 使用した材料等の品質管理資料・カタログ等
- ⑥ 擁壁基礎地盤、路床、路盤、舗装等の試験結果等

(検査器具)

- ① スチールテープ（50 m以上）及びコンベックス（5 m程度）
- ② 下げ振り
- ③ レベル、スタッフ、ポール
- ④ 水糸、スコップ、つるはし
- ⑤ テーブル等（図面を広げ書類検査ができる大きさ及び場所を確保）
- ⑥ 砂置換法等（載荷試験）による検査器具一式
- ⑦ 鏡（枝付）、懐中電灯等

V 中間検査の主な検査内容

(擁壁等)

- ① 支持地盤の状況
- ② 地業（砕石等）工事の締め固め状況
- ③ 基礎杭の施工状況（杭の配列、杭長、杭径、杭種、支持層の確認等）
- ④ 配筋の施工状況（鉄筋径、間隔、鉄筋かぶり厚さ、必要に応じ鉄筋のミルト等）
- ⑤ 擁壁勾配（間知ブロック積み等の場合）
- ⑥ 開発区域境界線等の確認

(開発道路)

- ① 路床の状況
- ② 上層路盤、下層路盤の厚さの確認
- ③ 砂置換法等（又は載荷試験）による密度試験と試験結果の確認
- ④ 側溝等の敷設状況
- ⑤ 道路幅員、延長の計測
- ⑥ 道路レベル（完了時）等の確認

(橋梁配筋)

- ① 配筋の施工状況（鉄筋径、間隔、鉄筋かぶり厚さ、必要に応じ鉄筋のミルト等）

(調整池等)

- ① 調整池の面積、深さ、施工状況等
- ② 貯留施設の断面、材料、施工状況等

VI 検査の立会者

- ・ 申請者又は代理人、設計者、工事施工者

工事検査における過去の主な指摘事項

◎ 開発区域におけるもの

1. 境界杭	<p>○設置が不備のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定測量図の表示と現地の杭が違うもの（杭種が違う） ・ 杭表示の不備なもの （+が－等になっている、頭のポイントが不明確） ・ 杭がぐらぐらしていたもの（根固めしていない）
2. 確定測量図	<p>○現地と確定測量図の寸法が不合しているもの （対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 布テープで計測すると誤差が大きいため、スチールテープで計測する 2. 杭間の高低差が生じないように、ピンポール等を利用し計測する 3. 杭を設置した後に測量し作成する （誤差の許容範囲） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平地：20m未満 10mm、 20m以上 1/2000以下
3. 工作物	○開発区域外に突出(土留め、擁壁、基礎等)しているもの
4. 越境	○開発区域の土留め、法面等が区域外に傾斜しているもの
5. 整地等	<p>○整地が完了していないもの</p> <p>○盛土等で土にコンクリート殻等が混じっていたもの</p> <p>○土留めのブロック鉄筋がむき出しになり危険なもの （対策）</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄筋の先の安全対策を講じる （鉄筋を折り曲げる又はキャップを設置する等）</p>

◎ 工事（記録）写真におけるもの（写真は、工事の部位ごとに撮影）

<p>1. 寸法及び 施工状況等</p>	<p>○コンベックスを当てて撮影したため、写真では寸法の数値が読めないもの (対策) ・スタッフ若しくはリボンテープ（以下スタッフ等）を当てて撮影する</p> <p>○擁壁等の基礎寸法、配筋の寸法、裏込砕石の状況等がわからないもの (対策) ・スタッフ等を当てて撮影する</p> <p>○雨水流出抑制施設の敷砂、砕石の寸法等、施工状況がわからないもの (対策) ・スタッフ等を当てて撮影する</p> <p>○路盤等の厚さがわからないもの (対策) ・スタッフ等を当てて撮影する</p> <p>○擁壁の裏込砕石が不明、裏込砕石が流出しないような対策がされていない (対策) ・上面から砕石を入れる前と中間まで入れた状況及び最終状況を撮影する ・網等若しくは流出しない程度の砕石等置く</p> <p>○基礎の支持地盤の種類が不明なもの (対策) ・仮定した地盤かどうか確認し、鋤取り状況（支持地盤）を撮影しておく</p>
<p>2. 使用材料</p>	<p>○使用材料が不明なもの (対策) ・使用材料ごとに撮影する</p>
<p>3. 越境</p>	<p>○開発区域の土留め等が区域外に傾斜しているもの</p>
<p>4. 試験結果</p>	<p>○記録が不十分なもの (対策) ・砂置換試験等の状況を撮影する</p>

◎ 試験成績表等の資料が整理されていないもの

1. カタログ等が整理不足
2. 各種材料の試験結果が整理不足

◎ 現地が開発許可内容と相違しているもの

1. 境界ブロック（土留め）の厚さ等が違うもの
2. 道路幅員が違うもの
3. 区画が違うもの
4. 擁壁、ブロック（土留め）の構造等が違うもの
5. 雨水排水経路及び雨水排水施設の構造等が違うもの
6. 公園、広場及びごみ置き場の構造が違うもの
7. 造成高が違うもの
8. その他

◎ 雨水排水工事の施工状況が不備なもの

1. 最終枳等へのオーバーフロー管の設置不備のもの
（対策）
 - ・ 浸透トレンチ管等における砕石（浸透部分）より上部に設置する
 - ・ 砕石より上部になるようにエルボ管を設置する
2. 浄化槽までの流入前はバート仕様、流入後はすべて泥ダメ仕様で施工
雨水流出抑制施設の雨水枳はすべて泥ダメ仕様で施工
（対策）
 - ・ 泥ダメ 150mm 確保されるようにする
3. 排水枳の間隔の過長
（対策）
 - ・ 排水管の内径の 120 倍以内に排水枳を設置する
4. 透水シートが施工されていないもの
（対策）
 - ・ 3～4号砕石で施工、切込砕石は不可、※透水シートは施工すること
5. 浸透トレンチ管の砕石が不備、延長不足、貯留断面不足なもの
（対策）
 - ・ 敷地内で雨水貯留の対策を講じる、他
6. 浸透井戸、浸透枳の機能がなされていないもの
（対策）
 - ・ 貯留施設として算定する、他
7. 調整池等のオリフィス管の断面、構造等が違うもの
（対策）
 - ・ 構造、機能的に問題がないことを協議する、他